

～ 被災者を雇用する事業主の皆様へ ～

(宮城県事業復興型雇用創出助成金(中小企業型)のお知らせ)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時に、県内に住所を有していた求職者を雇用する中小企業者等を支援します。

助成対象となる事業主(次の全てを満たす必要があります。)

平成29年6月23日作成版

➤ **宮城県内の沿岸部(※1)に所在する事業所において、産業政策(※2)に基づく事業の支援決定を受けた中小企業者等(※3)**

※1 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限ります。)、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町をいいます。

※2 対象となる政策は、県雇用対策課のホームページで公開しています。

※3 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業主及びこれに準ずる事業主をいいます。

➤ **産業政策の支援決定を受けた後に、平成29年1月1日から平成29年7月31日までの間に、被災三県求職者(※4)を雇い入れた事業主**

※4 平成23年3月11日時点で、岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方などで、失業状態にあった方(新規学卒者を含みます。)をいいます。

➤ **雇入れ時点から「期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態」で被災三県求職者を雇い入れた事業主**

※ 原則として、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者が対象となります。
(週の所定労働時間が20時間以上の方)

助成金額

- **1人当たり最大120万円**を段階的(1年目50万円、2年目40万円、3年目30万円)に支給します。
- **1事業所につき2千万円が上限**となります。

受付期間及び問い合わせ先

◆認定申請の受付期間(増員等による変更申請を含みます。)

平成29年度第1期受付:**平成29年7月14日(金)～平成29年8月10日(木)まで**
(第2期受付は平成29年10月頃に予定しております。詳しくは雇用対策課のホームページで御確認ください。)

※ ただし、受付期間内であっても、予算が無くなり次第終了となります。

◆申請に係る相談窓口及び必要書類の提出先(電話によるお問い合わせや郵送での提出も可能です。)

宮城県事業復興型雇用創出助成金事務センター

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 東二番丁スクエア 10階

受付時間 平日 9:30～16:30 (土日祝祭日、12月29日～1月3日を除きます)

電話番号 **022-722-6322** FAX 022-266-8806

○ このリーフレットは概要版です。事業の詳細については、上記窓口にお問い合わせいただくか、宮城県雇用対策課のホームページを御確認願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-chuusyoutop.html>)